

平成20年2月9日(土)

奥野正男

二つの百済

i. 天武十年紀・^{わざうた}重瀨の意味をさぐる

原文

「^{たち}多致^ば播那^は播。於^{おの}能^が我^え曳^だ多^え曳^だ多。那^な例^れ々^れ騰^た母。陀^た麻^ま靈^り農^の矩^の騰^た岐。於^お野^の児^の弘^を備^に農^を俱^に」

。」

—橋は 己が枝々 なれれども 玉に貫くとき 同じ緒に貫く—

ii. 「二つの飛鳥」

- ① 五～六世紀ごろ、応神・仁徳陵のような巨大古墳が造られた河内・摂津・和泉地方と、日本で最初の飛鳥寺・法隆寺のような七堂伽藍や大仏が造られた大和・飛鳥には、朝鮮半島の戦乱で国をうしなつた伽耶・百済系の住民がおおぜい入植した。(阪湾にのぞむ河内平野は、四～五世紀ごろ、まだ淀川や大和川が流れこんで、今の平野区あたりに大きな河内湖をつくり、回りは雨のたび冠水する湿地帯だった。大和の飛鳥も大雨のたび飛鳥川が大和山地の土砂をおし流す荒地だった。)この移住民は中国の南北朝に北方で発達した新しい文化と技術で、河内や飛鳥の荒地を開拓し、新王権の都宮や寺院をつくった。また、吉備や筑紫をはじめ、列島各地の渡来民の開拓地を「屯倉」として公収した。
- ② 「倭の五王」時代から飛鳥時代までの約300年間、渡来人の集団は新しい知識(文字・仏教)と新技術(窯業・製鉄)を倭人社会に広げ、律令以前(古墳時代)の氏族社会の頂点にある倭王権を唐・百済の土地・国家制度を移入した(天皇制)律令国家に発展させる基礎をつくった。5～6世紀代に移住民がもたらした大陸の新技術とは、鍛治^{かじ}・製鉄(武器^{かちちゆう}・甲^{ようぎよう}・青^{ようぎよう}・馬具)、窯業(須恵器・韓式土器・瓦)、土木(灌漑用池溝の掘削・築堤)、水理(水時計・水車動力の脱穀・碾き臼)、木造大建築(寺院・宮殿)、竈やオンドルを備えた大柱住居、石材加工(巨石墳・石棺・塔心礎)、鑄造^{とぎん}・鍍金^{とうろばん}(大仏・塔露盤)、絵画・美術(寺院や墓の壁画)、農業技術(乾田農法・鉄製鋤先・牛耕)などにわたる。
- ③ 朝鮮三国は、東北アジアを二極に分けた南北朝の征服戦争にまきこまれ、北朝(高句麗・新羅)・南朝(百済・倭)にわかれて軍事抗争をつづけた。朝鮮三国は倭国の傭兵的軍事支援を得る代償として、倭国に仏教(仏像・經典・僧侶)や新しい学問を伝える五経博士を派遣してきた。倭の五王が百済と南朝に遣使し、朝鮮での軍事権の行使を承認させたのもそのためである。朝鮮三国のうち高句麗と百済は、魏、隋、唐など大国のたびかさなる侵攻を受けて七世紀には滅亡した。

このため、六～七世紀の伽耶諸国と百済王国の歴史は、朝鮮史料の『三国史記』にはほとんど遺されていない。これに対して『日本書紀』と欽明紀を中心に同書に採録された「百済三書」、さらには「大宝二年(702)」の戸籍や蘇我氏の歴史をうかがわせる「上宮聖徳法王帝説」など最古の文字資料(竹内理三編『寧楽遺文』所収)などには、(古代天皇制律令国家のさまざまな改変の手がくわえられているとはいえ)、滅亡した伽耶や百済から河内や大和に移住して、二つの飛鳥に新しい仏教国家をきずいた伽耶・百済系伊住民の実像が記録されている。

- ④ 伽耶系東漢氏の本拠地・檜隈や蘇我氏の領地になった飛鳥には、約100年のあいだ宣化宮はじめ推古(小憩田宮)、舒明(百済宮)、皇極(板蓋宮)と宮が作られた。蘇我氏系の大方墳と宣化・欽明陵(前方後円墳)や高松塚・マルコ山古墳など装飾古墳や、八角墳で百済系横口式石槨をもちいる天皇・皇族の陵墓が二つの飛鳥に集まる。
- ⑤ 蘇我氏が飛鳥寺、聖徳太子が斑鳩に法隆寺を、秦河勝が山城に広隆寺を建立。それぞれ朝鮮三国(百済・高句麗・新羅)の影響のもとに仏教を導入した。蘇我氏の墓と蘇我氏系の天皇陵は、仏教の導入を転機にして伝統的な前方後円墳を廃止し、大形方墳・八角墳に変わり、埋葬施設も横穴式石室から百済王墓系の横口式石郭に変わる。
- ⑥ 飛鳥王朝は渡来系氏族を統率した蘇我氏が継体系の宣化・欽明を擁立し、飛鳥を都にして倭国でさいしよにできた親百済統一政権である。飛鳥前期(古墳時代終末期)の墓制は仏教の導入を転機に、墓制の大変化期を迎えた。飛鳥前期の古墳群の構成(モデル・パターン)は、天皇陵(宣化陵)・天皇を擁立した豪族の首長墓(蘇我稻目墓)・渡来系氏族(蘇我氏・百済王氏・東漢氏)の群集墳(新沢千塚・貝吹山古墳群)というような群構成が想定できる。

図1 宣化陵・蘇我稻目墓・渡来系氏族の群集墳



図2 陶邑古窯址群 旧百濟村の地図



図129 百舌鳥古墳群分布図

百舌鳥古墳群

大阪府堺市の南部、百舌鳥野の台地上に、南北約4km、東西3.8kmの地域に展開する現存14基の前方後円墳を中心とする大古墳群である。分布は北の方から反正陵古墳(田出井山古墳・150m)、仁徳陵古墳(大塚山古墳・475m)、履仲陵古墳(百津丘古墳・265m)、大塚山古墳へと続き、東方へはイタスケ古墳から御廟山古墳(187m)、オサンザイ古墳(290m)へと展開する。これら大型前方後円墳のほか、仁徳陵古墳の周囲東側に接して陪塚・塚廻古墳があり、履仲陵古墳の北側にある三基の円墳の中の一基が七観古墳である。これも陪塚の可能性が高い。履仲陵古墳の東方には前方後円墳のイタスケ古墳・御廟山古墳、さらに東南方にオサンザイ古墳が分布するが、このうち、七観古墳とカトノ山古墳、被ノ山古墳、大塚山古墳などが調査されている。

塚廻古墳は明治年間に坪井正五郎が発掘し、狭長な木棺の出土で知られる。仁徳陵古墳の前方部から発見された竪穴式石室と長方形石棺および一部の副葬品とともに、百舌鳥古墳群を理解するうえで重要な古墳は、七観古墳である。底径80mの二段築成の円墳であるが、これまでに3回の発掘が行われ、1952年(昭和27)に開発のため消滅した。この古墳は墳頂部に方形円筒埴輪区画をもち、その内部に三個以上の副葬品収納施設があった。額付円筒・家・盾・蓋・靴・短甲などの埴輪が発見されている。3個の粘土床状

の収納施設からは、馬具・甲冑・刀剣・鉄鏃・金銅製帯金具・盾・手平などの土器類が多量に出土した。馬具の中には木芯鉄板輪籠があり、実用的な古い形式の馬具が目立っている。甲冑は革製式の例が多く、鉄器類を多量に墓中に投じていることは、鉄の生産体制の確立と密接な関係があり、「副葬用陪塚」と考えられている。

百舌鳥古墳群の形成年代は5世紀にその中心をおき、墳丘の規模も250m以上3基と大阪湾沿岸地域を拠点とした大王家に関係が深い古墳群と思われる。とくに仁徳陵古墳と履仲陵古墳と290mの墳丘のオサンザイ古墳などは、大王のための墳墓とみてよいであろう。(藤澤一ほか『大阪府史1 古代編1』1978、大阪府)

iii. 継体系飛鳥王朝の帝記

| 天皇・即位年・崩年齢 大連・大臣 | 后妃・都宮 | 陵墓 |
|--|---|--|
| <p>継体男大迹^{おほと} 507年～ 82歳</p> <p>大連・大伴金村、物部^{ものべの}</p> <p>あらかひ 麿鹿火、</p> <p>大臣・許勢男^{こせのおびと}人</p> | <p>手白香皇女(仁賢の3女)</p> <p>くすは 楠葉宮(河内)</p> <p>511年 つつき やましろ やましろ 簡城(山背・山城</p> <p>国織喜郡)^{つつき}</p> <p>518年 おとくに 弟国(山背、山城</p> <p>国乙訓郡)^{おとくに}</p> <p>527年 いわれのたまほのみや 磐余玉穗宮</p> | <p>藍野陵(諸陵式：在攝津国島上郡、今三島郡三島村)</p> |
| <p>安閑・534年～ 70歳 大連・大伴金村</p> <p>ものべのあらかひ 物部麿鹿火・大臣許勢男</p> | <p>春日山田皇女(仁賢の女)</p> <p>勾金橋宮(旧都趾要覽：大和国高市郡金橋村大字曲川字大宮坪)</p> | <p>河内の旧市の高屋陵 皇后・手白香皇女と天皇の妹・神前^{かむさき}皇女をこの陵に合葬。(合葬初現)</p> |
| <p>宣化・536年～73歳 大連・大伴金村、物部麿鹿火 大臣・蘇我稻目</p> | <p>橘仲皇女(仁賢の女)</p> <p>ひのくまのいほりぬのみや 檜隈盧入野宮</p> | <p>身狭の桃花鳥坂上陵 皇后・橘仲皇女と孺子をこの陵に合葬。</p> |
| <p>欽明・540年～63歳 河内の古市に^{もがり}殯す</p> | <p>石姫(宣化の女、敏達之母)</p> <p>磯城嶋金刺宮</p> | <p>檜隈坂合陵(見瀬丸山古墳)</p> |
| <p>大臣・蘇我稻目～569年没</p> | <p>堅鹽姫(稻目の女、用明・推古之母)</p> <p>小姉君(稻目の女)</p> | <p>堅鹽姫、欽明陵に合葬</p> |
| <p>敏達・568～ 大連・物部弓削守屋 大臣・蘇我馬子～569年没</p> | <p>百濟大井宮</p> | <p>磯長中尾陵(河内国南河内郡磯長村)</p> |
| <p>用明・586～</p> | <p>穴穗部間人皇女</p> | <p>磐余池上陵</p> |

| | | |
|----------------------|-----------|--|
| 大連・物部弓削守屋 大臣・蘇我馬子 | 池邊雙槻宮（磐余） | |
| 崇峻・588 百濟遣使（注1） | | |
| | | |

I 「天皇」「日本」「大和」の初現と陵墓記載

『日本書紀』は神武天皇（注1）の名を^{かむやまといわれひこほほでみ}神日本磐余彦火々出見（^{かむやまといはれびこ}神倭伊波禮毘古）と書く。「神日本」は美称であり、「磐余彦火々出見」が名前にあたる。「火々出見」は紀別伝に^{いみな}「諱 火火出見（後人書入・新講）」とあり、古事記には「火火出見」がない。神武生来の名は^{いわれひこ}「磐余彦」である。「磐余（いわれ）」は大和の旧磯城郡内の地名であり、記紀に漢字で「石村（いわふれ）」とも書かれている。「^{いわれひこ}磐余彦」とは「イワレの男」という意味である。神武（注2）の即位を^{えと}干支の辛酉年とする神武紀元は、辛酉革命説（注3）に従っている。

天皇の年齢は、神武から開化まで9柱中、6柱が100歳をこえる。5世紀中ごろの雄略天皇でさえ、紀の年齢は124歳である。神武から開化までの事跡の乏しい天皇の時代を「欠史九代」という。神武紀元が机上で作られた年数であることは江戸、明治時代にも幾人もの学者によって指摘されきた。第二次世界大戦の暗黒時代が終わって、神話と軍国主義賛美の教科書にスミを塗って使うような、あるいは天皇の「人間宣言」のような未曾有の経験を経て1946年（昭和21）には、戦時中に天皇制にかんする発言と出版を封じられていた津田左右吉が「戦前・戦中の固陋な思想」を批判する論文（注4）を発表。日本の歴史研究は登呂遺跡の発掘で、考古学的な資料を基礎にした新しい方向が探られることになった。だが戦後の社会は、焼け野原となった大都市に、復員軍人・引揚者・失業者が氾濫し、ヤミ市、食料不足、売り食い、インフレ生活がつづくなかで昭和45年には朝鮮戦争が勃発、アメリカの軍事的占領のもとで、日本中は「黒い霧」に覆われていった。日本人の歴史認識は、この戦後の歴史に深くかかわっているといえるでしょう。

皇后・皇妃は多くの場合、豪族の子女が入れられ、皇族の男子（王）は多く地方豪族の始祖・遠祖とされているが、氏の出自を天皇系譜に結びつける後代の作為が指摘されている。神武の皇后の名前は^{ひめたたらいすすひめ}媛蹈鞬五十鈴姫命（^{ほとたたらいすすきひめ}富登多多良伊須須岐比賣命）

ひめ たたら いすけ より ひめ
比賣 多多良 伊須氣 余理 比賣 (注5)である。記紀とも「^{たたら}踏鞴・多多良(たたら)」という
外来系の新しい言葉を使っている。

天皇の名前に「^{やまと}日本」「^{おおやまと}大日本」いう後の国名になる漢字が使われているが、日本とい
う国名が中国史書に初めて使われるのは『旧唐書』『倭国・日本伝』(注6)からで、天
武朝の第6次遣唐使(702年)以後とみられる。『古事記』の国生み神話は、淡道島、
四国島、隠岐島、筑紫島、宅岐島、対馬、佐渡島の順に七つの島を生み、「次に
^{おおやまと}
大倭 豊秋津島を生みき。亦の名は天御虚空豊秋津根別」と書く。倉野憲司校

注・岩波文庫『古事記』は「^{おおやまと}大倭 豊秋津島は大和を中心とした畿内の地域の名。本
州の呼び名ではない。」また「大八島」は「わが国の古い呼び名の一つであるが、対内
的に用いられた称呼。(対外的には(日本)の文字が用いられた。)」という不明瞭な注
記をしている。国生みで「大八島」を生み、「豊秋津島」と、島と明記しているのだから、
本州島の呼び名ではないという言い方には無理がある。倉野の本意は、記の編者が
国生みの段階から「大和を中心とした畿内の地域」を意識していることを示唆している
のかもしれないが、「^{だいわ}大和」と書いて「^{やまと}やまと」と読ませる書法は、私見では「^わ倭」→

「^{だいわ}大倭」→「^{だいわ}大和」→「^{やまと}大和」→「^{おおやまと}大和」→「^{おおやまと}大日本」となり、新しいのである。また、紀
には神武元年から持統11年まで歴代1357年間にわたって天皇号が使われているが、
先年、飛鳥池遺跡から出土した「天皇聚口弘口」という墨書木簡など「天皇」の文字資
料が増加し、じっさいに天皇号が使われたのは飛鳥時代にはいつてからという考えが
広がっている。

陵墓記載の年代は、記紀の干支年代と西暦のみを示した。紀の神武紀元に対置
のできる、科学的な古代史・考古学の年代観は今のところ存在しない。戦後、考
古学者がすすめてきた年代遡上の試みには、明治以来の国民国家的ナショナリズム
が影をおとしている。戦後の古代史論議では、弥生時代の平原王墓を天照大神
の墓に比定したり、天照大神を女王・卑弥呼とかさね、その墓を箸墓古墳(注6)に
比定したりする、歴史と神話・伝承を混同する論議がアマチュアだけではなく、専門
の歴史・考古学者のあいだにまでひろがった。いま考古学界での邪馬台国論議は
「邪馬台国から大和政権へ」という方向でまとまりはじめている。しかし、『古事記』

の「^{やまとたけるのみこと}倭建命」が「^{やまとは}夜麻登波 ^{くにのまほろば}久爾能麻本呂婆」とうたった奈良盆地を「^{やまと}やまと」
とよび漢字の「大和倭」をあてる地名表記は、果たして「魏志倭人伝」が書かれた3
世紀まで溯るであろうか。3世紀の「^{わこく}倭国」は『魏志』にあるようにあくまでも「^わ倭」で
あり、官職名の「大倭」もある。しかし、いまの奈良県域に「大和」の漢字を当てて

やまと
「大和」とする地名表記は『記』にもない。ヤマトという音の表記を、『記』はいわゆる

やまと
万葉仮名で「夜麻登」と表記し、人名のヤマトタケルに「倭建」の漢字を宛て、

やまとたける
「倭建」と訳したのは後代の校訂者なのである。

神武紀元で書かれた「弥生時代～縄文時代」に相当する記紀の陵墓記載は検討に値しない。しかし本稿の論点である「陵墓(古墳)はどこに造られたか」「天皇を擁立した豪族の墳墓はどこ作られたか」「墓制(墳墓・棺の形)、葬送儀礼はなぜ変わったのか」、「須恵器、馬具、鉄製甲冑、鍛冶工具、鉄鋌、鉄滓などを副葬した葬送儀礼の起源」などを考える手がかりとして、飛鳥以前の天皇陵・豪族墓・群集墳をめぐる氏族伝承や被葬者像。陵墓記載では、天皇陵がいつから后妃を合葬するか。飛鳥以前に合葬例があるかどうかなどを記紀から探ってみた。

帝記の復元(表1、「天皇(注1)」「后妃」「都宮」「氏族伝承」「陵墓」引用原典『日本書紀』

(古事記)(原典注記:岩波文庫 巻・頁)

| 天皇紀頁数・即位年・崩年 ・西暦、紀元 | 宮・皇后・氏族伝承・朝鮮関係記事(原典注記: 岩波文庫巻・頁) | 陵墓・所在地 |
|---|---|---|
| 1 神武(注2) 紀23頁 かむやまといわれひこ 神日本磐余彦 660B.C.・神武即位元年・辛酉1月1日(注3) 127歳(137)(注4) | 畝火之白橿原宮・ (畝傍橿原宮) 日向の吾平津媛 ひめたたらいすずひめ 媛踏鞴五十鈴姫(注5) (大物主神の女) | 畝傍山東北陵 (畝火山北方白橿尾上) |
| 2 綏靖～開化紀16頁・ かむぬなかわかわみ 神淳名川耳 580B.C.・紀元80年 84歳(45) | 葛城高丘宮 (葛城高岡宮) いすずよりひめ 五十鈴依姫(事代主神の女) | 倭の桃花鳥田丘上陵 (衝田岡) |
| 3 安寧・ ^{しまつひこたまでみ} 磯城津彦玉手看 547B.C.・紀元113年 57歳(49) | 片塩浮穴宮 (片塩浮穴宮) ぬなそこなかひめ 淳名底仲姫命 | 畝傍山南・御陰井上陵 (畝傍山御陰) |
| 4 ^{いとく おおやまと} 懿徳・大日本(注5) ひこすきとも 彦耒友 | 輕曲峽宮 (輕之境岡宮) 天豊津姫命(息石耳命の女) | ^{まなごだに} 畝傍織沙谿 (畝傍山眞名子谷上) |

| | | |
|--|--|--|
| 509 B.C.・紀元151年 77歳(45) | | |
| 5 孝昭・ ^{みまつひこかえしね} 親松彦香殖稻 474B.C.・紀元186年 114歳(93) | かつらぎのわきがみのみや 葛城腋上宮 (腋上池心宮) よそたらしひめ 世襲足姫(尾張連の遠祖・ 瀧津世襲の妹) | わきがみのはかたやま 掖上博多山陵 わきがみのはかたやま (掖上博多山上) |
| 6 孝安・ ^{やまと} 日本(注5) たらしひこくに ^{おしひと} 足彦国押人 391B.C.・紀元269年 137歳(123) | 葛城室之秋津嶋宮 (室秋津嶋宮) 押姫(孝安の兄・天足彦國押 人命の子) | 玉手丘上陵 (玉手岡上) |
| 7 孝靈・ ^{おおやまと} 大日本(注5) ねこひこふとに 根子彦太瓊 289B.C.・紀元371年 128歳(106) | 黒田盧戸宮 (黒田盧戸宮) 細姫命(磯城縣主・大目の 女) | 片岡馬坂陵 (片岡馬坂)上 倭迹々日百襲姫命 (孝靈紀二年条) |
| 8 孝元・ ^{おおやまと} 大日本(注5) ねこひこくに ^{くる} 根子彦国牽 213B.C.・紀元447 116歳(57) | 輕之堺原宮(輕境原宮) うちこめのみこと 鸞色謎命(穗積臣の遠 祖・鸞色雄命の妹) | 劔池鳴上陵 (劔池中岡池上) |
| 9 開化・(綏靖～開化紀16 頁) ^{わかやまとねこひこおひひ} 稚日本根子彦大日々 156B.C.・紀元504 115歳(63) | 春日之伊邪河宮(春日 卒川宮) 伊香色謎命(鸞色雄命の 女) | 春日率川坂本陵、一本 云く、坂上陵 (伊邪河坂上) |
| 10 崇神紀15頁・ ^{みまきいりひこいにえ} 御間城入彦五十瓊殖 96B.C. 紀元564 120歳(168) | 師木水垣宮(磯城瑞籠 宮) 御間城姫(大彦命の女) | 山野辺道上陵。 倭迹々日百襲姫命を大 市に葬る。箸墓伝承(注 6)(原典注記:岩波文庫一巻・2 92頁) |

注1:「天皇」の文字資料「大阪府羽曳野市の野中寺弥勒像台座銘に、「丙寅」という干支が刻まれているので、六六六年、天智称制五年にあたる。この銘文に「天皇」と

あり、このころ天皇という称号が使われていたという解釈ができる。もう一つの史料は大阪柏原市の松丘山から出土したと伝えられる「船王後墓誌」で、「戊辰年」(六六八年)とあって、「天皇」という文字が五ヶ所にある。それぞれが敏達天皇、推古天皇、舒明天皇をさしているが、少なくとも「戊辰年」に「天皇」という言葉が用いられているならば天智朝のことである。(千田稔『飛鳥—水の王朝』中公新書59ページ)

注2:漢風しごう諡号 おくりな いわゆる 諡 號(生前の行跡によって名づけられた追称)で、神武から持統までは藤原不比等の撰、文武から光仁までは淡海御船の撰という。(新講・飯田季治『日本書紀新講』)

注3- i:辛酉革命説「記・紀所伝は、もちろん歴史的事実とは思われず、神武天皇自体も、天皇による日本支配の歴史を説明するために造作されたとする意見が強い。神武即位の辛酉の年を、『日本書紀』の紀年より算定すれば、B.C.660年となるが、讖緯説にもとづく辛酉革命説によって、推古朝のころに案出されたのではないかといわれる。しかし伝承のなかには、東征伝説は5,6世紀の政情にもとずいて作られているとする説もあるように後代の政治情勢や、宗教・習俗を反映している部分もあり、日本古代史研究の史料としては大切である。(直木幸次郎『新編日本史辞典』東京創元社)

注3- ii:『日本書紀』には、約九百個の朔を記した干支がある。その計算に用いられた暦法は五世紀なかばごろ、(454年ごろ)までは、儀鳳暦により、以後は、元嘉暦によるものであるとみられている。(小川清彦氏の説)。元嘉暦は、宋の元嘉二二年(445)から施行され、百済にも伝えられ、ほどなくわが国にももたらされたといわれる。儀鳳暦は、唐の麟徳二年(665)から、麟徳暦の名で用いられた。唐の李淳風が作った。つまり、儀鳳暦は、元嘉暦よりも、あとの時代につくられ、わが国にも、のちの時代にもたらされた。このあとにもたらされた儀鳳暦が、『日本書紀』の古い時代の干支の計算に用いられている。このことは、『日本書紀』の古い時代の干支が『日本書紀』編纂時に、つくられたものであることを、有力に物語る。」(安本美典「入門年代論」『季刊・邪馬台国』20号 1984年) 」

注4:津田左右吉「日本歴史に於ける科学的態度」『津田左右吉全集28』

注5:踏鞴人力で連続的におこした ふいご 鞴 の風を製鉄炉や鍛冶炉におくる踏鞴を駆使したのは、5世紀代の倭の五王の時代に、河内の古市・百舌鳥古墳群を造った鍛冶・製鉄の「手人(てびと)」集団である(第2章「古市・百舌鳥古墳群と河内の渡来氏族」で詳述)。5~6世紀ごろ、河内・大和に入ってきた外来語が紀元前660年頃の神武の皇后の名前に使われているのである。

注5:『旧唐書』「倭国・日本伝」「日本国は倭国の別種なり。その国日辺にあるを以て、故に日本を以て名となす。あるいはいふ、倭国は自らその名の雅ならざるを悪み、改めて日本となすと。あるいはいふ、に本は旧小国、倭国の地を併せたりと。」

注6:崇神10年条。倭迹々日百襲姫命、大物主神の みめ 妻となる。しかるにその神、つ

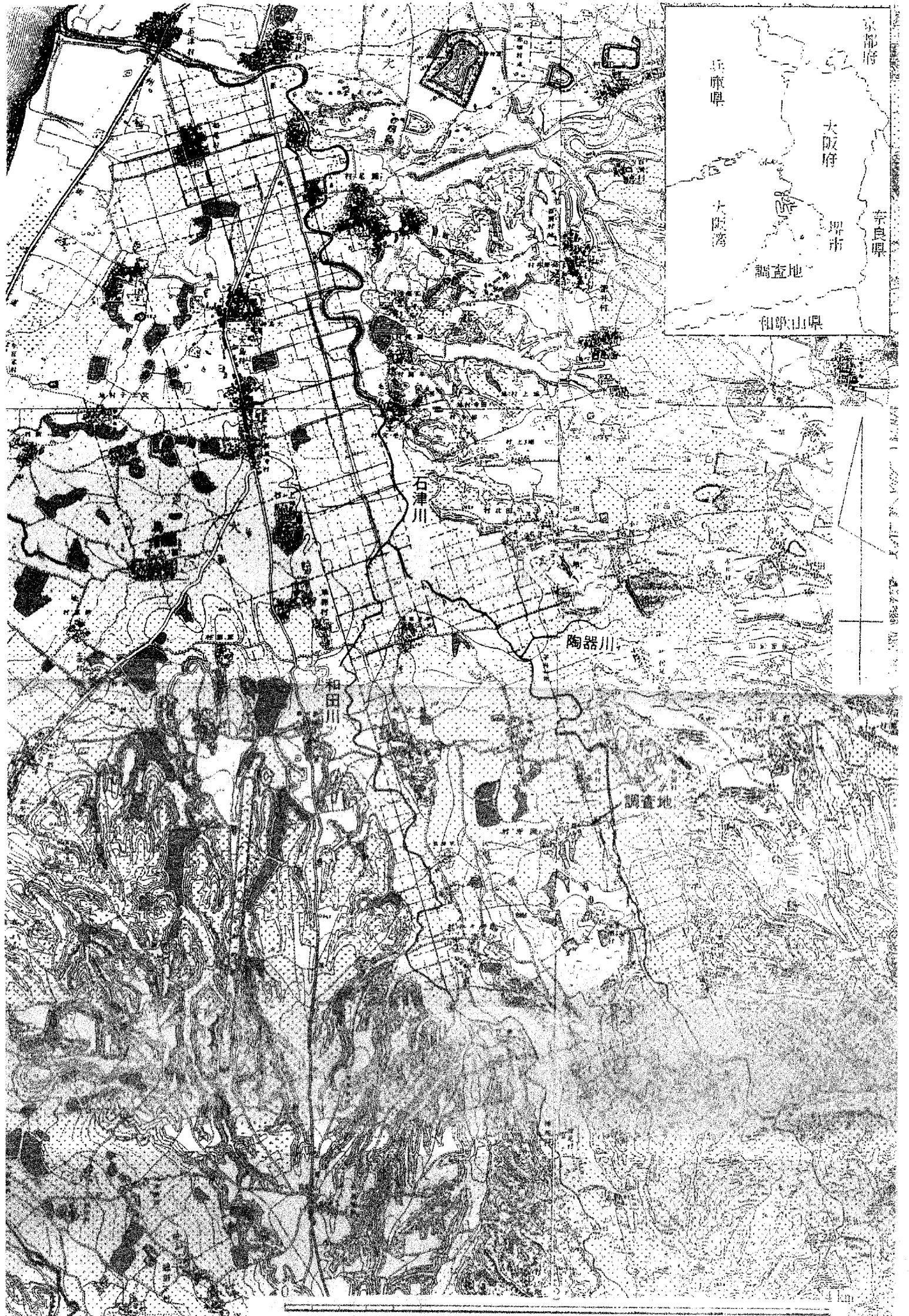
ねに昼は見えたまわずして夜のみ来^{きた}す。倭迹々姫命、夫に語りて申さく「君、昼は常に見えたまはねば、明らかにその御顔を見ることをえず。願わくはしばらく留まり給え。あくる明日、うるわしきみ姿を仰ぎたてまつらんとおもふ。」大神こたえて曰く「言^{ことわり}理、
 釈然^{いやちこ}なり。吾、明旦^{あした}に、汝^{いまし}が櫛^{くしげ}篋^なに入りて居らん。願わくば吾が形^なに勿^な驚^{おどろ}きましそ」。
 ここに倭迹々姫命、こころの裏^{ひそ}に蜜^{みつ}かにあやしむ。明くるを待ちて以^もつて櫛^{くしげ}篋^なを見れば、遂^{ついに}に美^{うるわ}麗^ししき子^こ蛇^{へび}あり。その長^{なが}さ太^{おと}さ、衣^{した}紐^{ひも}の如^{ごと}し。則^{すなは}ち驚^{おどろ}きて叫^{こゑ}ぶ。時に大神、
 耻^はじて、忽^{たち}ちに人^{ひと}の形^{かたち}に化^なりて、その妻^{みめ}に語^{かた}りて曰^{たま}く「汝^な、忍^{しの}びずして、吾^{われ}に恥^はじみせつ。吾^{われ}また汝^なに恥^は見^みせん」と言^いひて、よつて大^{おお}虚^{ぞら}を踐^ふみて御^み諸^{もろ}山^{やま}に登^{のぼ}ります。こ
 こに倭迹々姫命、仰^あぎ見^みて悔^くいて急^{つぎ}居^い（急^{つぎ}居^い、これを菟^う岐^ぎ干^{かん}という）。則^{すなは}ち箸^{はし}に陰^{かげ}を撞^つき
 て奠^{まつ}ぬ。すなわち大^{おお}市^{いち}に葬^かる。故^{ゆゑ}、時^{とき}の人^{ひと}その墓^{かぶ}を號^{なづ}けて箸^{はし}墓^{のはか}と言^いへり。この墓
 は、昼^{ひる}は人^{ひと}作り、夜^よは神^{かみ}作る。故^{ゆゑ}れ大^{おお}阪^{さか}の山^{やま}の石^{いし}を運^うびて造^{つく}る。すなわち山^{やま}より墓^{かぶ}に
 至^{いた}るまで、人^{ひと}民^{たみ}あひ踵^{つぎ}て以^もつて手^て違^{たご}しに運^いはる。時^{とき}の人^{ひと}、歌^{うた}之^をして曰^いく
 大^{おお}阪^{さか}に踵^{つぎ}き登^{のぼ}れる。石^{いし}群^{むら}を手^て違^{たご}しに運^いはるば^ら運^いはる難^がてむかも。

帝記の復元(表2、歴代「天皇」「后妃」「宮都」陵墓記載)引用原典岩波文庫『日本書紀』(古事記)(原典注記:岩波文庫巻・頁)

| 天皇紀頁数・即位年・崩年・西暦、紀元 | 宮・皇后・氏族伝承・朝鮮関係記事(原典注記:岩波文庫巻・頁) | 陵墓・所在地 |
|---|--|----------------------------|
| 11 垂仁紀19頁・ いきめいりびこいさち 活目入彦五十狭茅(伊久米伊理比古伊佐知命)153歳 96B.C. 紀元564 | 師木玉垣宮 (纏向珠城宮) 二年条:任那人・蘇那曷 そなか しち 叱知を任那王に遣す。1 おほからこく 一云、意富加羅国王子・ | 菅原伏身陵 (菅原御立野) 奈良県生駒郡 |

| | | |
|--|---|--|
| | つぬがあらしと 都怒我阿羅斯等、燔化。 (三巻・18頁) | |
| 12 景行紀30頁・ おおたらしびにおしろわけ 大足彦忍代別 (大帯日古淤斯呂和氣) 106歳 西暦71年・紀元731 | 纏向之日代宮(纏向日 代宮) | 山邊道上陵、大和國城 上郡(磯城郡) |
| 13 成務紀30頁・ わかたらしひこ 稚足彦・(若帶日子) 107歳(95) 西暦131年・紀元791 | 志賀高穴穗宮(高穴穗 宮) | (沙紀多他奈美) |
| 1 神功皇后紀24頁・ おきながたらしひめ 氣長足姫尊(息長帶 比賣)100歳 崩年紀元929年 西暦269年 | 稚櫻宮 66年条(西暦266)に、 晋起居注「倭女王遣使」 記事(後人書入:注7) | 狹城盾列陵、諸陵式に(狹 城盾列池上陵。磐余稚櫻 御宇神功皇后。大和國添 下郡にあり) |
| 2 仲哀紀7頁・足仲彦 (帶中日子) 52歳。 西暦193年・紀元853 | 穴門之豐浦宮・筑紫之 譚志比宮(穴門豐浦宮・ 權日宮) | 熊襲の矢に中りて崩ず。 (河内惠賀陵) |
| 3 応神紀16頁・ おおささぎのみこと 大雀命 (品陀和氣命) 西暦270年・紀元930 年 崩年 111歳 | 輕嶋之明宮(明宮) 雄略紀9年条に應神陵 を「蓬葉丘菅田陵」と記 載(注8:田邊史・博孫の 埴輪馬の話)。 | 応神紀に陵墓記載なし。 (川内惠賀義伏岡陵)、延 喜式に「惠我藻伏崗、河 内國志紀郡(今、南河内 郡)」 |
| 4 仁徳紀28頁 おおささぎ ・大鷦鷯(大雀命) 83歳 西暦313・紀元973年 | 難波之高津宮(難波高津 宮) | 百舌鳥野陵 |
| 5 履中紀11頁・ いざほわけ 去來穗別 (伊邪本和氣) 64歳 | 伊波礼之若桜宮 (磐余稚桜宮) 蘇我滿智ら國事を執る (注9:履中紀2年条) | 百舌鳥耳原陵(毛受) |

| | | |
|--|---|---|
| 西暦400・ 紀元1060年 | | |
| 6 反正紀11頁・ たじひのみずはわけ 多遲比瑞齒別 天皇 76歳 西暦406・紀元1066年 | 多治比之芝垣宮 (丹比柴垣宮) | 耳原陵 (毛受野) |
| 7 允恭紀20頁・ おあさつまわくごのすくね 雄朝津間稚子宿禰 (男浅津間若子宿禰) 76歳 西暦412年・紀 元1072年 | 遠飛鳥宮 | 河内長野原陵 |
| 8 安康紀20頁・ ^{あなほ} 穴穗 (穴穗)66歳 西暦454 年・紀元1114年 | 石上之穴穗宮(石上穴 穗宮) | 菅原伏見陵 |
| 9 雄略紀35頁・ おおはつせのわかたけ 大泊瀬 幼武 (大長谷若建) (124歳) 西暦457年・ 紀元1117年 | 長谷朝倉宮(泊瀬朝倉 宮) 史部の身狭村主・ 青、檜隈民使・博徳らを 寵愛(注 10:百済に筑紫 の兵五百を送る) | 河内多治比高鷲 百済・武寧王の主嶋出生 記事(注 11:雄略5年辛丑 夏四月条、武寧王墓誌) |
| 10 清寧紀23頁・ しらがたけひろくに 白髪武広国・ おしわかやまとねこ (押稚日本根子) 西暦480年・ 紀元1140年 | 伊波礼之薨栗宮(磐余 薨栗宮) | 河内坂門原陵 諸陵式に河内国古市郡 (今、南河内郡)に在り。 |
| 11 顯宗紀23頁・ ^{まけ} 弘計 (38歳) 西暦485・ 紀元1145年 | 近飛鳥宮(近飛鳥八釣 宮) | 片岡石坏岡上 |
| 12 仁賢紀23頁・ ^{おけ} 億計 西暦488・紀元1148年 | 石上広高宮(石上広高 宮) | 埴生坂本陵 |
| おほつせのわかささぎ 13 小泊瀬稚鷦鷯・ 武烈7頁・ 西暦499 | 長谷之列木宮(泊瀬列 城宮) | 片岡石坏岡上 (神武～武烈陵まで后姫 の合葬記事なし) |



第1図 大庭寺遺跡の位置及び旧地形・条里制復元図

Ⅱ.古市・百舌鳥古墳群と河内の渡来氏族

1. 河内の漢式土器をともなう鍛冶工房・埴輪工房・集落遺跡

大庭寺遺跡は、大阪府堺市小代に所在する、縄文時代晩期から江戸時代にかけての複合遺跡である。堺市の市域は、南は和泉山脈山麓近くまで広がり、北西は大阪湾に面している。この市域の南西部を流れているのが石津川である。石津川は泉北丘陵に源を発し、大阪湾に向かって舌状に延びるゆるやかな丘陵の合間をぬって北上し、大阪湾に至る。本遺跡は、石津川本流によって形成された低位段丘の西岸に位置する。



第1図 大庭寺遺跡の位置及び旧地形・条里制復元図

石津川は、本遺跡付近より北において蛇行が著しいが、この川は、近年に河川改修が行われるまでは暴れ川として知られていた。昭和17年撮影の航空写真では、改修前の旧地形がはっきりとわかる。特に、兩岸にみられる条里による地割と、条里施行後に旧石津川流路上に営まれた水田の地割の違いに石津川の氾濫状況が明瞭に表れている。今回の調査地は、条里地割の残る地域に含まれている。このあたりは、古代の上神（にわ）郷の条里に含まれる。また、この写真においては、今回の調査対象地付近に黒い影が広範囲に写っているのがよみとれる。これは土中の水分量の違いを示すものであり、当初から石津川の旧河道の存在が予想されていた。調査の結果はこれを裏付けることになった。

調査対象地は、調査着手前には水田および果樹園として利用されており、調査地南西側から石津川に向かって階段状に傾斜していた。標高は、南西側の最高地点においてT.P. +28m、北東側最低地点でT.P. +27mを測る。当該地のすぐ南西側は、中位段丘の泉北丘陵に続いている。この丘陵は日本最大の須恵器生産の拠点であり、これが古墳時代の大庭寺遺跡を性格付ける重要な要素となっている。

参考文献

- (1) 『堺市史 続編』第1巻 堺市役所 1971年
- (2) 『府道松原東大津線関連遺跡発掘調査報告書II -西蒲橋遺跡-』(財)大阪文化財センター 1984年

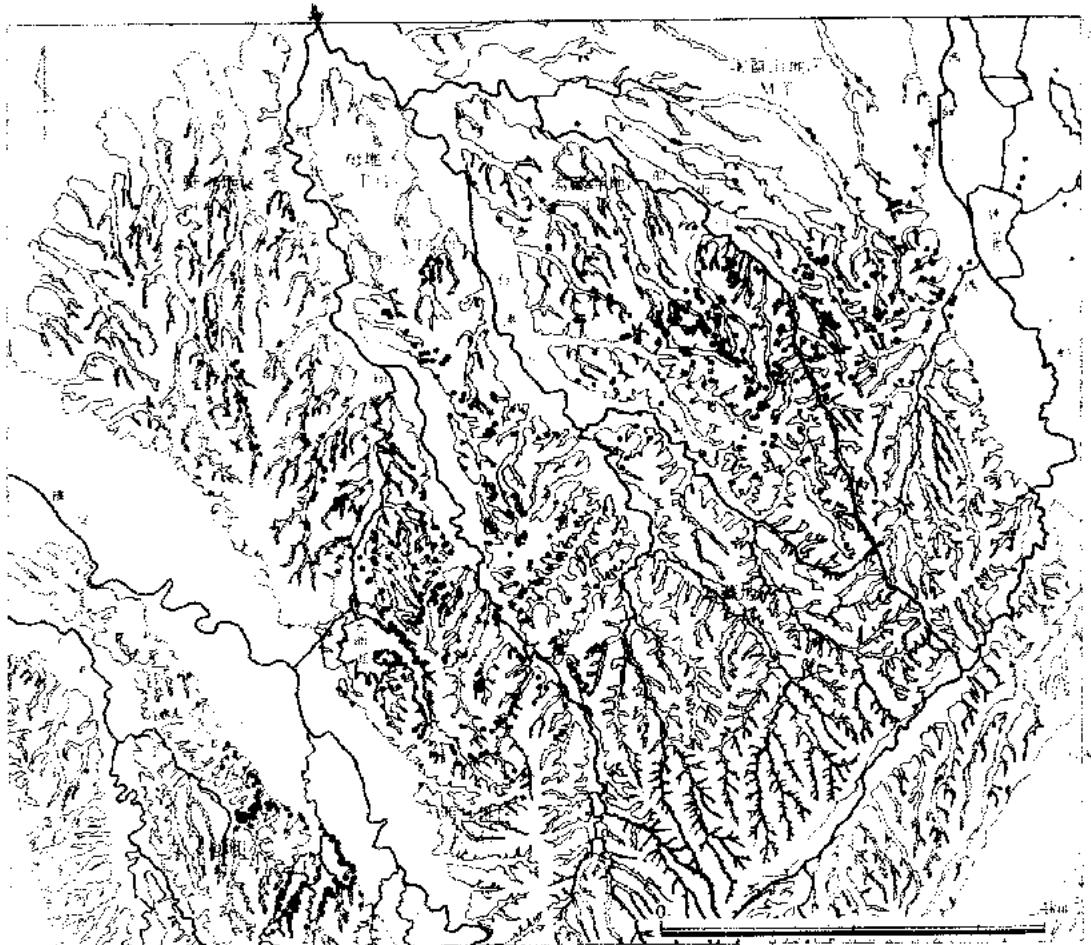


図163 陶器古窯址群分布図

使今日に及んだものである。書中「通證に「今按ずるに壬申之亂也」とある。遣水碓而治鐵。水碓の機構に因つて朝を作用せしめ、金を治鑄くるに用ゐたのである。

十年春正月己亥朔庚子。大錦上蘇我赤兄臣。與大錦下巨勢人臣。進於殿前。奏賀正事。癸卯。大錦上中臣金連命宜神事。是日。以大友皇子。拜太政大臣。以蘇我赤兄臣。爲左大臣。以中臣金連。爲右大臣。以蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣。爲御史大夫。（御史。漢今。之大納言也）甲辰。東宮太皇弟奉宣。（大友皇子）施行冠位法度之事。大赦天下。（法度冠位之事。具載於新律令）丁未。高麗遣上部大相可婁等。進調。辛亥。百濟遣

將劉仁願。遣李守真等。上表。是月。以大錦下。授佐平余自信。沙宅紹明。（法首）以小錦上。授鬼室集斯。（學顯）以大山下。授達率谷那智首。（開兵）木素貴子。（開兵）憶禮福留。（開兵）答林赤初。（開兵）林日比子。贊波羅。金羅金須。（解）鬼室集信。（解）以小山上。授達率德頂上。（解）吉大尙。（解）許率母。（明五）角福

李。（開於）以小山下。授餘達率等五十餘人也。童謠云。多致播那播。於能我曳多曳多。那例々騰母。陀麻爾。於野兒弘備農俱。二月戊辰朔庚寅。百濟遣蓋久用等。進調。三月戊戌朔庚子。黃書遣本實。獻水臬。甲寅。常陸國貢中臣部若子。長尺六寸。其生年丙辰。至此歲十六年也。夏四月丁卯朔

辛卯。置漏冠於新臺。始打候時。動鐘鼓。始用漏冠。此漏冠者。天皇爲皇太子時。始習所製造也。云云。是月筑紫言。八足之鹿。生而即死。五月丁酉朔辛丑。天皇御西小殿。皇太弟群臣侍宴。於是再奏山傳。六月丙寅朔己巳。宜百濟三部使人所請軍事。庚辰。百濟遣解真子等。進調。是月。

以栗隈王。爲筑紫帥。新羅遣使進調。別獻水牛一頭。山雞一隻。秋七月丙申朔丙午。唐人李守真等。百濟使人等。並罷歸。八月乙丑朔丁卯。高麗上部大相可婁等罷歸。壬午。獲賜蝦夷。九月。天皇寢疾不豫。（或本云。八月。天皇寢病）冬十月甲子朔庚午。新羅遣沙湊金萬物等。進調。辛未。於內裏。開百佛眼。是月。天皇遣使。奉袈裟。金鉢。象牙。沈水香。栴檀香。及諸珍財於法興寺佛。庚辰。天皇疾病留留。勅喚

東宮。引入臥內。詔曰。朕疾甚。以役事屬汝。云云。於是再拜。稱疾。固辭不受曰。請奉袈裟。付臈太后。令大友王奉宣諸政。臣請願奉爲天皇。出家脩道。天皇許焉。東宮起而再拜。便向於內裏佛殿之南。跏坐胡床。剃除鬚髮。爲沙門。於是天皇。遣次田生特。送袈裟。壬午。東宮見天皇。請之吉野。修行佛道。天皇許焉。東宮即入於吉野。大臣等侍送。至菟道而還。十一月甲午朔癸卯。

對馬國司。遣使於筑紫大宰府言。月生二日。沙門道久。筑紫吉野野馬。韓島勝婆婆。布師首特。四人從府來曰。唐國使人郭務悰等六百人。送使沙宅孫登等一千四百人。總合二千人。乘船四十七隻。俱泊於比智島。相謂之曰。今吾輩之船數衆。忽然到彼。恐彼防人驚駭射戰。乃遣道文等。豫稍披陳來朝之意。丙辰。大友皇子。在內裏西殿織佛像前。左大臣蘇我赤兄臣。右大臣中臣金連。蘇我果安臣。巨勢人臣。紀大人臣侍焉。大友皇子手執香鑪。先起誓盟曰。六人同心。奉天皇詔。若有違者。必被天罰。云云。

於是左大臣蘇我赤兄等。手執香鑪。隨次而起。泣血誓盟曰。臣等五人。隨於殿下。奉天皇詔。若有違者。四天王打。天神地祇亦復誅罰。三十三天證知此事。子孫當絕。家門必亡。云云。丁巳。次近江

天智天皇（十年）

宮。從大藏省第三倉出。壬戌。五匠奉大友皇子。盟天皇前。是日。賜新羅王絹五十匹。施五十匹。綿一千斤。韋一百枚。十二月癸亥朔乙丑。天皇崩于近江宮。癸酉。殯于新宮。于時袁詒曰。美曳之弩能。曳之弩能阿喻。阿喻舉竹播。施麻倍母曳岐。愛俱流之衛。奈疑能母騰。制利能母騰。阿例播俱流之衛。
 (一) 於彌能古能。野陸能比母騰俱。比騰陸多爾。伊麻拖藤柯彌波。美古能比母騰短(三)。阿箇悟馬能。以喻企波々箇履。麻短儒播羅。奈爾能都底舉騰。多拖尼之與鷄武(三)。己卯。新羅遣調使。沙塗金萬物等罷師。是歲。讚岐國山田郡人家。有鷄子四足者。又大炊省有八鼎鳴。或一鼎鳴。或二或三俱鳴。或八俱鳴。
 (四) 十年(二)春正月。己亥の朔の庚子の日(三)。大錦上・蘇我赤兄臣と、大錦下・巨勢人臣と、殿の前に進みて賀正事を奏す。癸卯の日(四)、大錦上・中臣金連、神事を宣る。是日、大友皇子を以て、太政大臣に拜す。蘇我赤兄臣を以て左大臣と爲し、中臣金連を以て右大臣と爲し、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣を以て、御史大夫と爲たまふ(御史は蓋し今の大納言か)。甲辰の日(五)、東宮太皇弟・宜を奉りて(或本に云く、大友皇子・宜を奉る)。冠位の法度の邪を施行ふ。大に天下に赦し給ふ。(法度の冠位の名は、具に新しき律令に載せたり。)丁未の日(六)、高麗より上部・大相・可婁等を遣はして調進る。辛亥の日(十三)、百濟の鎮將・劉仁顯、李守真等を遣はして表上る。是月、大錦下を以て佐平・余自信、沙宅緒明(法官大輔)に授け給ひ、小錦上を以て、鬼室集斯(學職頭)に授け給ひ、大山下を以て、達率・谷那智首(兵)法に閑へり、木素貴子

(兵)法に閑へり、憶禮福留(兵)法に閑へり、答休春初(兵)法に閑へり、埴日比子、發波羅、金羅(藥を解れり)、鬼室集信(藥を解れり)に授け給ひ、小山上を以て、達率・德頂上(藥を解れり)、吉大尙(藥を解れり)、許率母(五經に明なり)、角福卒(陰陽に閑へり)に授け給ひ、小山下を以て、餘の達率等五十餘の人に授け給ふ。重詔うたふものありて云く、
 橘は、己が枝々、成れれども、玉に貫く時、同じ緒に貫く。
 二月、戊辰の朔の庚寅の日(廿三)、百濟より慕久用善等を遣はして調を進る。三月、戊戌の朔の庚子の日(三)、黃書造・本實、水泉を獻る。甲寅の日(十七)、常陸國より中臣部君子を獻る。長、尺六寸。其の生れし年は丙辰。此歲に至るまで十六年なり。
 夏四月、丁卯の朔の辛卯の日(三十)、瀧社を新嘉に置きて、始めて候時を打ち、鐘・鼓を動らし、始めて瀧社を用ひ給ふ。此の瀧社は、天皇の皇太子に爲まし、時、始めて觀ら製造れる也。云々。
 是月、筑紫國より書さく、八の足ある鹿、生れて即て死ねりと。
 五月、丁酉の朔の辛丑の日(五)、天皇、西の小殿に御します。皇太弟・群臣、宴に侍り。於是、再び田御(一)奏まつる。六月、丙寅の朔の己巳の日(四)、百濟の三部の使人が請す所の軍事を宣ふ。庚辰の日(十五)、百濟より彈真子等を遣はして調進る。是月、栗隈王を以て筑紫帥と爲たまふ。新羅より使を遣はして調進る。別に水牛(一頭)、山鷄一隻を獻る。

秋七月、丙申の朔の丙午の日(十二)、唐人・李守真等、百濟の使人等、並びに罷り歸りぬ。八月、乙丑の朔の丁卯の日(三)、高麗の上相・大相・可囊等、罷り歸る。壬午の日(十四)、蝦夷に獲賜ふ。九月、天皇・皇・寢・疾・不・豫。(或本に云く、八月に天皇・皇・疾病し給ふ。)

冬十月、甲子の朔の庚午の日(七)、新羅、沙浪・金萬物等を遣して、調を進る。辛未の日(八)、内裏に於て百佛の眼を開け奉る。是月、天皇・使を遣して、袈裟、金針、象牙、沈水の香、栴檀の香、及び諸の珍しき財を法興寺の佛に奉らしめ給ふ。

庚辰の日(十七)、天皇・疾病彌留。勅して東宮(ひつぎ)を喚して、臥内に引入れて詔して曰はく、「朕疾甚し。後事を以て汝に屬く。云々」と。於是、再拜み奉りて、疾と稱して聞く辭びて、受け給はずして曰さく「請ふ、洪業を奉げて太后に付屬け、大友王を令て、諸の政を奉り宜は令め給へ。臣は請願くは天皇の奉爲に、出家して修道はむ」。天皇許し給ふ焉。東宮起ちて再拜まをして、便ち内裏の佛殿の南に向まして、胡床に踞坐て、鬢髮を剃除て沙門と爲り給ふ。於是、天皇、大田生磐を遣して袈裟を送らしめ給ふ。壬午の日(十九)東宮、天皇に見えまして、吉野に之りて佛道を修行はむと請す。天皇許し給ふ焉。東宮、即ち吉野に入り給ふ。大臣等、侍送り、覺道に至りて還りぬ。

十一月、甲午の朔の癸卯の日(四)、對馬國司、使を筑紫太宰府に遣して言さく「月生ちて二日、沙門・道文、筑紫君・薩野馬、韓島の體・娑婆、布師首・磐の四人、唐より來りて曰さく、唐國の使人・郭務偉等、六百人、送使・沙生孫登等、一千あまり四百人、總合せて二千人、船四十あまり七艘に乘りて、俱に比智島に泊りて、相語りて曰く、今吾輩之船、數衆し。忽然に彼に到らば、恐らくは彼の防人、驚き駭けて射ひ職はむ。乃ち道文等を遣して、豫め稍に來朝る意を披陳さしむ」と。丙辰の日(二十)、大友皇子内裏の西殿の織の佛像の前に在します。左大臣・蘇我赤見臣、右大臣・中臣金連、蘇我果安臣、五勢人臣、紀大人臣、侍り。大友皇子、手に香鑪(か)を執りて、先づ起ちて誓盟て曰く「六人、心を同じくして、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、必ず天罰を被らむ。云々」。於是、左大臣・蘇我赤見等、手に香鑪(か)を執りて、次の隨に起ちて、泣血誓盟ひて曰さく「臣等五人、殿下に隨ひて、天皇の詔を奉る。若し違ふこと有らば、四天王・打し、天神・地祇、亦復・誅罰ひ給はむ。三十三天も此事を證め知しめせ、子孫・骨に絶え、家門・必ず亡び當む。云々」。丁巳の日(二十四)、近江宮に災り、大藏省の第三倉より出づ。壬戌の日(二十)、五臣、大友皇子を奉りて、天皇の前に盟ひまつる。是日、新羅の王に相(あひ)五十四、龜・五十四、綿・一千斤、韋(わ)一百枚を賜ふ。

十二月、癸亥の朔の乙丑の日(三)、天皇、近江宮に崩りましぬ。癸酉の日(十二)、新宮に殯す。時に童謡あり、曰く、

三吉野の、吉野の鮎、鮎こそは、鳥邊も宜き、曉音し哉、水想の下、芹の下、我は苦し哉(一長)。